

小松市営墓地管理システム導入業務仕様書

令和 8 年 7 月

小松市

1. 業務名

小松市営墓地管理システム導入業務

2. 目的

小松市では現在、小松市菩提公園及び小松市墓地（向本折）、小松市納骨堂、小松市合葬墓を直営で管理運営しており、使用者情報についてはシステムにより、埋葬情報についてはエクセルで管理を行っている。その中でも既存システムについては保守期間が終了することが確定しており、セキュリティ面やデータの保護等の観点から、セキュリティの高い新システムへの移行が必要な状態となっている。

今回導入を行う新システムではL G W A N - A S Pサービスの利用によりセキュリティと利便性の向上を目的とするとともに、エクセルやシステムでそれぞれ管理しているデータを一元管理することで墓地管理業務の効率化と精度の向上を図る。また、システムと連携させた区画配置図を導入することにより視覚的な空き区画の案内等、利用者への迅速なサービスに繋げることを目的とする。

3. 市営墓地の概要

市営墓地の概要は以下のとおりである。

(ア) 名称：小松市菩提公園

区画数：2,045 区画

(イ) 名称：小松市墓地（向本折）

区画数：6,000 区画

(ウ) 名称：小松市納骨堂

収蔵数：3,000 体

(エ) 名称：小松市合葬墓

収蔵数：15,000 体

4. 履行期間

(1) システム構築・移行作業

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(令和 9 年 4 月 1 日より稼働とする)

(2) 墓地管理システムライセンス使用期間

システムライセンス使用が必要となる時点より

令和 14 年 3 月 31 日まで

(3) 墓地管理システム保守

令和 9 年 4 月 1 日より令和 14 年 3 月 31 日まで

(システム構築及びデータ移行業務と別契約とする)

5. 履行場所

小松市役所建築住宅課及びスマートシティ推進課

6. 準拠法令等

本業務は、本仕様書に定める事項のほか、次に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠して実施するものとする。

- ・小松市墓地等の設置及び管理等に関する条例
- ・小松市墓地等の設置及び管理等に関する条例施行規則
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・個人情報の保護に関する法律施行令
- ・個人情報の保護に関する法律施行規則
- ・小松市個人情報保護法施行条例
- ・小松市個人情報保護法施行条例施行規則
- ・小松市情報セキュリティポリシー
- ・墓地、埋葬等に関する法律
- ・その他関係法令等

7. 業務の概要

(1) プロジェクト体制、作業者の配置及びスケジュール管理

① 受託者（以下、乙という）は、本業務の目的を十分に理解し、以下の要件に基づいた適切かつ効率的なプロジェクト体制を整えること。

（ア）小松市（以下、甲という）から乙に対する指示協議申し出等を全て受付できる業務責任者を選定すること。

（イ）業務責任者は、墓地管理システムの全般に精通し、地方公共団体関連システムの案件において業務実績があるものを選定すること。

（ウ）作業者、業務範囲、役割、連絡先を明確にすること。

② 乙は以下の要件に基づき、作業者を配置すること。

（ア）過去に、地方公共団体関連システムの案件において、作業にあたった経験を有していること。

（イ）情報処理技術者、応用情報技術者の資格を保有していること。

③ 乙は、以下の要件に基づき、全体工程、詳細スケジュールを作成すること。

（ア）契約から本システム運用開始までの各作業を網羅すること。

（イ）作業毎に実施主体者を明示するとともに、甲、乙などの役割や関係性を明確にすること。

(2) システム設計

① 甲と綿密な打合せを行い、使用者に配慮したシステムとすること。

② 業務の進行管理を遺漏のないよう行うこと。

(3) 協議・打ち合わせ

本業務を円滑に実施するため、甲と乙は密に連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すもの。また、協議や打ち合わせ等を行った際は、乙が議事録を作成し、速やかに甲に提出すること。

(4) システム構築業務

- ① 墓地管理システムに係る本書に示す要求水準に沿ったシステムを構築し、各調整、マスタ設定等を行うこと。
- ② 区画配置図の内、小松市墓地（向本折）については甲が提供する JWCAD データを元に作成し、菩提公園については甲が提供する見取図（PDF）を参考に CAD ソフトで作成すること。納骨堂の配置図についてはエクセルで作成すること。
- ③ L G W A N - A S P のサーバ設定、及び L G W A N に接続する端末（最大 5 台まで）の設定に関してセキュリティを考慮した設計とし、墓地管理システムの稼働確認を行う。また、端末または庁内のファイルサーバには区画配置図を置き、墓地管理システムと連携するための設定を行う。

(5) 情報セキュリティポリシー

乙は、本業務において甲の情報資産の安全性を確保するものとする。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、下記の認証・承認を受けていることを条件とし、乙は入札参加資格確認申請書提出時にこれを証明する書類を提出すること。

- ① 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001）
- ② プライバシーマーク

(6) データ移行作業

下記データをエクセル形式若しくは C S V 形式で甲が提供し、乙がシステムに取り込めるデータを生成し、移行する。

- ① 使用者情報等（別紙 1）
- ② 死体火葬許可証受付簿（別紙 2）

(7) システムの接続試験及び動作検証

安定かつ安全に稼働できるように確認すること。

(8) 検査

本システムの稼働テスト、プログラムテストは、必ず、甲の担当職員の検査を受けること。

(9) 利用方法の説明・指導業務

- ① 墓地管理システムのマニュアルを作成すること。
- ② 職員向けのシステム機能及び操作方法の研修を実施すること。
- ③ 本稼働のための準備作業及び支援を行うこと。

(10) 稼働後の保守業務

稼働後、甲が本システムを使用している期間は別途保守契約を締結する。また甲の要望によるシステム対応改変は、別途契約するものとするものとする。

① システム保守

ア.本システムの障害発生時の連絡対応窓口を設け、迅速な回復措置を取れる保守管理体制を確保すること。

イ.保守対応時間について、原則、市役所開庁日 8 時 40 分～17 時 30 分とする。ただし、サービス時間外であっても、可能な限り電話等により対応を行うこと。なお、小松市が緊急と判断する障害又は日中に実施することが不適当と判断するメンテナンス（作業停電に伴う対応、設定の変更等）の際は、委託者と協議し、基本的な保守対応時間帯以外でも保守料の範囲内で対応を実施すること。

ウ.システムに障害が発生した際、障害の内容に応じて適切な初動対応を実施すること。

エ. 問い合わせ及び、障害等の連絡の後、1 時間以内に一次対応を行い、状況を報告すること。また、システム障害等の解消後、対応結果、今後の改善対策について対応・報告を行うこと。

エ. 本システムのバックアップについては、自動、手動の手法は問わないが、万一のシステム障害の発生の際にもバックアップから前日の状態にデータの復旧が行えること。

オ.ソフトウェア等のバージョンアップについて、市との協議の上、必要と判断した場合には、速やかにバージョンアップ作業を実施すること。

② 保守運用サポート

ア. 双方協議の上、不具合調査、助言など、市に対して迅速な問題解決に向けた技術的支援を行うこと。双方協議の上、WEB 会議による支援も可能とする。

イ. システム操作では操作不可能なデータ修正の必要が生じた場合、双方協議の上、データベース上でのデータ修正を実施すること。

8. システムソフトウェアに係る要件

(1) 構築環境

① システム環境は L G W A N - A S P で使用できるシステムとし、パソコンの O S に左右されることなく使用できる W E B 形式のシステムであること。

なお、L G W A N - A S P サーバ使用料について以下のとおりとする。

- ・システム構築及びデータ移行作業期間中を含む令和 8 年度分は構築・移行費に含むものとする。

- ・令和 9 年度以降は保守費に含むものとする。

② 出力できる帳票は、加工のできるエクセル形式若しくは C S V 形式のファイルでも抽出できるものとする。

③ クライアント側に特に資産を必要とせず、パソコンの O S に左右されることなく使

用できるWEB型のシステムであること。

- ④ 開発言語及びデータベースにおいては、汎用性・互換性の高いものを採用していること。
- ⑤ 障害が起こりにくい構成にするとともに、障害発生時の問題判別や復旧が容易なシステムとすること。
- ⑥ 将来的な本システムの使用者の増加や急激なアクセス増加に対する機器増設、負荷分散等が可能なシステム構成とすること

(2) 導入実績

過去に地方公共団体から、当該「墓地管理」システムの構築及び導入に係る業務を受託し、これを履行した実績を有すること。また、実績とするシステムの保守業務を受託中であること。なお、導入実績及び保守業務の受託が確認できるものとして導入内容、保守業務内容の仕様書を添付したそれぞれの契約書の写しを入札参加資格確認申請書提出時に提出すること。

9. システム機能要件

市営墓地の利用者に係る情報を把握し、適切な管理を可能とするシステムとする。詳細については別紙3「システム機能一覧」を満たすこと。

10. その他

- (1) 契約後速やかに業務着手届、工程表、業務実施計画書及び技術者の選任届を提出し、構築に着手すること。
- (2) やむを得ない事情により、本仕様の変更を必要とする場合、予め申し出の上、甲の承認を得ること。
- (3) 本仕様に記載されていない事項は、甲と協議の上、取扱いを調整すること。
- (4) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議の上、進めること。
- (5) 本業務のすべてを第三者へ委託することを禁止する。なお、業務の品質や生産性を向上させるために業務の一部を再委託する場合、書面にて甲の事前承認を得ること。乙は本契約に基づき乙が負うものと同様の秘密保持義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (6) 乙は、受託期間中ならびに受託期間終了後を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (7) 本業務における成果品の内、使用者情報等の墓地管理情報（値）は甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用または流用してはならない。ただし、導入されるシステムの著作権は、乙に帰属されるものとする。
- (8) システム本稼働後において、乙の責によるシステムの瑕疵が発見された場合、甲

と協議の上、無償で修正を行うこと。また、第三者に対して、情報を開示又は漏えいしてはならない。

- (9) 小松市営墓地管理システム保守業務については地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る小松市の歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約を変更し、又は解除することができるものとする。
- (10) 本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議し決定する。

11. 墓地管理システム導入業務の納入物品

(1) 納品物

- ① 墓地管理システム使用ライセンス証（稼働から令和 14 年 3 月 31 日まで）
- ② 業務着手書類（業務着手届、工程表、業務実施計画書及び技術者の選任届）
- ③ 打ち合わせ記録簿
- ④ 設計書（画面・帳票）
- ⑤ 移行データ報告書及び移行データ一式
- ⑥ 業務完了報告書
- ⑦ 区画配置図
- ⑧ 運用操作マニュアル（電子データおよび書面）
※電子データは外部媒体若しくはシステムに格納した状態で納品すること。
- ⑨ 保守・運用体制図、緊急時連絡体制図
- ⑩ その他、甲と協議の上、必要と判断した物があれば別途提出すること。

- (2) 納品場所 石川県小松市小馬出町 91 番地
小松市スマートシティ推進課

12. 契約

契約は以下の通り、2つの契約に分けるものとする。

- (1) 小松市営墓地管理システム構築・移行業務
業務委託契約（納期 令和 9 年 3 月 31 日）
（システムライセンス使用が必要となる時点より令和 14 年 3 月 31 日までのシステムライセンス使用料を含む）
- (2) 小松市営墓地管理システム保守業務
長期継続契約（令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日）

12. 問い合わせ先

小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課

Tel. 0761-24-8047

Mail ict@city.komatsu.lg.jp

担当 福田

別紙 レイアウト

【別紙1】

No.	項目名	型	DB 最大桁数	No.	項目名	型	DB 最大桁数
1	墓地コード1	数字	1	19	代理人漢字氏名	漢字	200
2	墓地コード2	数字	2	20	使用許可日	英数字	10
3	墓地コード3	数字	3	21	工事着手日	英数字	10
4	墓地コード4	数字	2	22	返還届出日	英数字	10
5	履歴番号	数字	2	23	代理人届出日	英数字	10
6	面積縦	数字	4	24	承継許可日	英数字	10
7	面積横	数字	4	25	使用料返還届出日	英数字	10
8	許可番号	数字	6	26	届出日	英数字	10
9	使用者個人番号	数字	11	27	使用料	英数字	11
10	使用者郵便番号	数字	7	28	工事旧墓解体処分	混在	100
11	使用者住所	漢字	200	29	工事新設	混在	100
12	使用者かな氏名	カナ	100	30	工事施工者住所	漢字	200
13	使用者漢字氏名	漢字	200	31	工事施工者氏名	漢字	100
14	使用者本籍	漢字	200	32	工事開始日	英数字	10
15	代理人個人番号	数字	11	33	工事終了日	英数字	10
16	代理人郵便番号	数字	7	34	備考	混在	3000
17	代理人住所	漢字	200	35	履歴回数	数字	2
18	代理人かな氏名	カナ	100				

【別紙2】

死体火葬許可証受付簿

墓地埋葬法施行令第一条																		
1.区画墓地:8,000人			第八号		第八号		第一号		第一号		二号		第一号		第五号		第四号	
No.	日付	墓地	地番	墓地使用者 (申請者)	住所 (申請者)	死亡者 との続柄	住所 (死亡者)	被埋蔵者 (死亡者)	性別 (死亡者)	本籍 (死亡者)	住所 (死亡者)	死亡年月日 (死亡者)	死因	備考1	備考2			
1	H26.9.29	市営/菩提	4区ニ19	小松 太郎	小松市小馬出91番地	夫	小松市小馬出91	小松 花子	女	小松市小馬出91番地	小松市小馬出91番地	2026/4/1						

2.納骨堂:約770人 合葬墓:約400人																		
No.	日付	納骨堂	墓地コード	納骨堂使用者 (申請者)	住所 (申請者)	使用者との続柄	住所 (死亡者)	被埋蔵者 (死亡者)	性別 (死亡者)	本籍	住所	死亡年月日	死因	備考1	備考2	納骨希望日	時 間	備考
1	R4.6.24	納骨堂/合葬墓	3-01-111	小松 花子	小松市小馬出91番地	妻	小松市小馬出91	小松 太郎	男	小松市小馬出91番地	小松市小馬出91番地	2026/4/1				7.21	10:30	

※墓地使用者には返還者も混在する。

【別紙3】

システム機能一覧

【区画墓地】

項番	分類	項目	機能
1	使用者管理	使用者新規入力	郵便番号検索による大字迄の自動取得ができる。
2			日付入力カレンダー選択若しくは西暦と和暦での入力ができる。
3			使用者登録時に空き区画を候補リストとして表示し、候補リストから選択することで関連付けができる。
4			使用者、代理人の情報が登録できる。
5		使用者情報検索	現在の使用者や代理人の氏名で検索ができる。
6			検索結果の表示順を指定できる(使用者番号・氏名フリガナ・区画番号順・使用許可日)
7		承継処理	承継処理ができ、自動で承継履歴を作成する。
8		変更処理	住所等の変更を可能にし、自動で変更履歴を作成する。
9	墓石/埋蔵管理	墓石/埋蔵検索	使用者や代理人の氏名で検索ができる。無縁墓の抽出ができる。
10		無縁墓管理	無縁墓の記録が管理できる。
11		区画工事	工事の着手日や完了日、工事内容や施工業者の情報管理ができる
12			工事履歴を自動で作成する。
13		埋蔵者の追加	埋蔵/改葬の処理、および分骨の処理ができる。
14			埋蔵/改葬及び分骨の履歴を自動で作成する。
15		返還処理	返還処理ができ、返還後は空き区画として新たな使用者と関連付けができる。
16			返還履歴を自動で作成する。
17		墓石の建立管理	墓石の有無と建立日を登録できる。
18		ファイリング機能	申請書原本のPDFや墓所の写真等の格納できること。
19	出力帳票	使用許可証(別紙)	
20		改葬許可証(別紙)	
21		承継受理証(別紙)	
22		使用者一覧(任意様式)	
23		宛名印刷(A4窓空き封筒)	
24		区画一覧(任意様式)	
25		検索結果CSV	
26		区画別工事履歴一覧(任意様式)	
27		区画別返還履歴一覧(任意様式)	
28		未使用区画一覧(任意様式)	
29		区画工事完了届未提出区画一覧(任意様式)	
30		全区画数、使用/未使用区画集計表(任意様式)	

31	ユーザマスタ	ユーザ管理	ID/ログインパスワードの設定と変更ができる。
32		マスタメンテナンス	市長名等変更が見込まれる項目で、且つ帳票に出力する必要がある項目はマスタメンテナンスで随時変更ができる。
33	区画配置図	色分け表示	システムと連携させ、空き区画と使用区画等で区画の色分け表示ができる。
34		使用者情報等の一括表示	使用者の氏名や区画番号を一括表示したり、非表示とすることができる。
35		検索	使用者、埋蔵者の氏名で区画検索ができる。
36		配置図の印刷	閲覧状態の印刷ができる。
37		区画の属性表示	配置図上からシステムで登録されている使用者氏名や墓石の有無等の情報を閲覧できる。

【納骨堂・合葬墓】

1	使用者管理	使用者新規入力	使用者、代理人、被埋蔵者の登録ができる。
2			郵便番号検索による大字迄の自動取得ができる。
3			日付入力はカレンダー選択若しくは西暦と和暦での入力ができる。
4			納骨堂の使用者登録時に空いている納骨壇を候補リストとして表示し、候補リストから選択することで関連付けができる。
5			納骨堂に関しては生前予約が可能で期間を10年または20年で指定できる。また10年間から20年間への延長も可能とする。
6			納骨堂収蔵では1体または夫婦納骨で2体収蔵することもできる。
7		使用者情報検索	現在の使用者や代理人、被埋蔵者の氏名、で検索ができる。
8			検索結果の表示順を指定できる。(氏名フリガナ・納骨壇番号順)
9		承継処理	承継処理ができ、自動で承継履歴を作成する。
10		変更処理	住所等の変更を可能にし、自動で変更履歴を作成する。
11		返還処理	納骨堂に関しては返還処理ができ、返還後は空き納骨壇として新たな使用者と関連付けができる。
12			返還履歴を自動で作成する。
13	埋蔵管理	埋蔵登録	埋蔵日や死亡日の登録ができる。
14		埋蔵検索	現在の使用者や代理人、被埋蔵者の氏名、生前/焼骨、埋蔵済/未埋蔵や許可日、納骨壇番号で検索ができる。
15	出力帳票	使用許可証(別紙)	
16		使用者一覧(任意様式)	
17		宛名印刷(A4窓空き封筒)	
18		埋蔵一覧(任意様式)	
19		検索結果CSV	
20	納骨壇配置図	色分け表示	システムと連携させ空き納骨壇と使用納骨壇で色分け表示ができる。
21		使用者情報の閲覧	納骨壇ごとの使用者氏名等を閲覧できる。

【その他】

●クライアント数

- ・本市にて3台（建築住宅課2台、スマートシティ推進課1台）で利用できること
- ・契約期間中にクライアントPCの入替がある場合には、契約金で対応すること。

●機能

【区画墓地】

- ・無縁墓の管理機能があること
（無縁墓の特定をし抽出を可能とする。区画ごとにその進捗につき記録ができる。）

【納骨堂】

- ・1つの納骨堂で夫婦納骨のフラグにより2体収蔵管理することが可能。（収蔵時期はそれぞれ異なる）
- ・新規登録する際に空き納骨堂より選択できること。
（合葬墓に埋蔵された、または返還されると空きになる。）
- ・期限を最初の契約10年から20年に更新する機能を有すること。（更新記録）（期限後、合葬簿へ移管する運用）

●帳票

以下の帳票については市の様式で出力できること

- ・区画墓地：許可証・改葬許可証・承継受理証・宛名印刷（A4窓空き封筒）
- ・納骨堂・合葬墓：許可証・宛名印刷（A4窓空き封筒）

●配置図

①区画墓地

- ・市では閲覧のみで編集は不要とする。（区画の統廃合時には、市からの指示により修正すること）
- ・向本折墓地：市から提供のJWCADデータを元に作成すること
- ・菩提公園：市から提供の見取り図のPDFを元に作成すること
- ・空き区画や、使用中の区画に関しては墓石の有無、埋葬者の有無等で色分け表示できること
- ・使用者検索、一括使用者名表示等の機能を有すること。

②納骨堂

- ・空きと使用中の棚で色分け表示できるExcelでも可とする。

●データ移行

市から提供される現行システムで管理されている下記データ(CSV形式)を移行すること

【区画墓地】

- ・現在の使用者情報:(使用者ID・霊園名・墓域・種別・区画番号・許可日・使用者氏名・住所・電話番号等)約8,000人
- ・返還者情報:(使用者ID・霊園名・墓域・種別・区画番号・許可日・使用者氏名(小松市)・住所・電話番号等)
- ・現在の使用者の承継者情報(承継日・承継理由・前使用者との続柄等)
- ・現在の使用者の埋蔵情報(申請者情報・埋蔵者氏名・埋蔵日・死亡日等)
- ・区画工事履歴(工事着手日・工事業者情報等)

【納骨堂・合葬墓】

- ・納骨堂使用者(使用者ID・契約種別・許可日・使用者氏名・住所・電話番号・埋蔵者等)約770人
- ・合葬墓使用者(使用者ID・契約種別・許可日・使用者氏名・住所・電話番号・死亡日等)約600人

●訪問回数

- ・初回打ち合わせと中間、納品時の3回を想定し、それ以外のお打合せは基本的にはWEB会議を想定。

●以下の機能は有しなくともよい

- ・外字対応
- ・住基連携
- ・使用料・納骨堂の更新料等の徴収管理

区 分		☐ 小松市墓地（向本折） ☐ 菩提公園 ☐ 納骨堂 ☐ 合葬墓				
許可番号		号				
使用場所		第 区（ ） 号				
面 積		m ²	前幅	m	使用料	円
			奥行	m		
使用者	本 籍					
	住 所					
	氏 名					
代理人	住 所					
	氏 名					
焼骨 ☐ 改葬元 ☐	生前住所 （所在）					
	氏 名 （名称）					
備 考		☐ 納骨堂 使用期間 ☐ 10年 ☐ 20年 （使用期間後は合葬墓へ移され合祀される） ☐ 生前予約 ☐ 改葬による使用 裏面に注意事項の記載あり				
上記の墓地等の使用を許可します。 令和 年 月 日 小 松 市 長 宮 橋 勝 栄						

注 意 事 項	1 使用者が本籍、住所又は氏名を変更した場合は届け出ること。 2 使用者が死亡その他の事由により墓地等の使用を承継しようとするときは届け出ること。 3 焼骨を埋蔵、収蔵する際には小松市埋蔵収蔵届を提出すること。 4 小松市墓地等の設置及び管理等に関する条例及び条例施行規則に違反しないこと。 ○小松市墓地（向本折）及び菩提公園の使用に関して 1 墓所を墓の設置以外に使用しないこと。 2 墓その他の設備等を設置し、又は改造するときは、定められた規格基準を守り、工事着手届を提出すること。 3 使用者が本市に住所を有しなくなったときは、本市に住所を有する代理人を定め届け出ること。 4 使用墓所を譲渡し、又は転貸しないこと。 5 墓所を使用しなくなったときは、速やかに原形に復し、市長に返還すること。 6 許可を受けた日から3年以内に墓を設置すること。 ○小松市墓地（向本折）の使用に関して 1 使用できる区画の大きさは、記載の面積、前幅、奥行のとおりとすること。 2 使用墓所の盛土又は基礎の高さは、前面通路面から20～70センチメートルとすること。 3 墓碑の高さは、前面通路面から2.5メートル以下とすること。 4 墓碑の設置にあたっては、台石背部と背割線とを平行とし、かつ、その間隔を30センチメートル以上とすること。 ○菩提公園の使用に関して 1 条例施行規則別表の基準を順守すること。 ○納骨堂の使用に関して 1 幅24cm×奥行き24cm×高さ×30cmの容器（化粧袋等含む）を用いること。 2 骨壺及び焼骨は乾燥し清潔な状態であること。 3 生前予約の場合は、自身の死後にその焼骨が納骨堂へ納骨されるようあらかじめ必要な措置を講じること。 ○合葬墓の使用に関して 1 支給される納骨袋へ焼骨を納めること。 2 焼骨は乾燥し清潔な状態であること。
----------------------------	--

		受理番号	向第	号
墓 地 承 継 受 理 証				
位 置		小松市墓地 第 区 () 号		
一区画面積		平方メートル	前幅 奥行	メートル メートル
使 用 者	住 所			
	氏 名			
代 理 人 住所, 氏名				
備 考		より承継		
上記の承継について、受理します。 令和 年 月 日 小松市長 宮 橋 勝 栄				
注 意 事 項	- 墓所を墓の設置以外に使用しないこと。 - 使用者が本籍、住所又は氏名を変更した場合は届け出ること。 - 使用者が本市に住所を有しなくなったときは、本市に住所を有する代理人を定め届け出ること。 - 使用者が死亡その他の事由により墓所の使用を承継しようとするときは届け出ること。 - 使用墓所を譲渡し、又は転貸しないこと。 - 墓所を使用しなくなったときは、届け出を行い、速やかに原形に復し、市長に返還すること。 - 雑草の除去、供物の管理等墓所の洗浄維持に努めること。 - 墓に倒壊のおそれ又は異状が生じたときは、速やかに適切な措置を講じること。 - 小松市墓地条例及び条例施行規則に違反しないこと。 - 使用できる区画の大きさは、上記の面積、前幅、奥行のとおりとすること。 - 使用墓所の盛土又は基礎の高さは、前面通路面から 20～70 センチメートルとすること。 - 墓碑の高さは、前面通路面から 2.5 メートル以下とすること。 - 墓碑の設置にあたっては、台石背部と背割線とを平行とし、かつ、その間隔を 30センチメートル以上とすること。			

墓 地 承 継 受 理 証

位 置		墓 域 区 番
一区画面積		平方メートル 前幅 メートル 奥行 メートル
使 用 者	住 所	
	氏 名	
代 理 人 住所, 氏名		
備 考		より承継
上記の承継について、受理します。 令和 年 月 日 小 松 市 長 宮 橋 勝 栄		
注 意 事 項	1 墓所を墓の設置以外に使用しないこと。 2 使用者が本籍、住所又は氏名を変更した場合は届け出ること。 3 使用者が本市に住所を有しなくなったときは、市内に居住する代理人を定め届け出ること。 4 使用者が死亡その他の事由により、墓所の使用を承継しようとするときは届け出ること。 5 使用墓所を譲渡し、又は転貸しないこと。 6 墓所を使用しなくなったときは、墓所返還の届出を行い、速やかに原形に復し、市長に返還すること。 7 ごみその他の汚物を捨てるなど、環境の保持を妨げる行為をしないこと。 8 小松市菩提公園条例及び条例施行規則に違反しないこと。 9 使用できる区画の大きさは、上記の面積、前幅、奥行のとおりとすること。 10 使用墓所の盛土又は基礎の高さは、規定の高さを超えないこと。 11 墓碑の高さ等は、規定の高さを超えないこと。	

改 葬 許 可 証

死 亡 者 の 本 籍		
死 亡 者 の 住 所		
死 亡 者 の 氏 名		
死 亡 者 の 性 別		
死 亡 年 月 日		
埋 葬 又 は 火 葬 の 場 所		
埋 葬 又 は 火 葬 の 年 月 日		
改 葬 の 理 由		
改 葬 の 場 所		
申 請 者	住 所	
	氏 名	
	死 亡 者 と の 続 柄	
	墓 地 使 用 者 と の 関 係	

上記のとおり墓地埋葬等に関する法律第5条第2項により許可いたします。

小 松 市 長 宮 橋 勝 栄

令和 年 月 日